

岡山市

第7期高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画  
(地域包括ケア計画)

基本事項



平成30(2018)年3月

岡 山 市

# 1 計画策定の根拠及び位置付け

## (1) 法定根拠

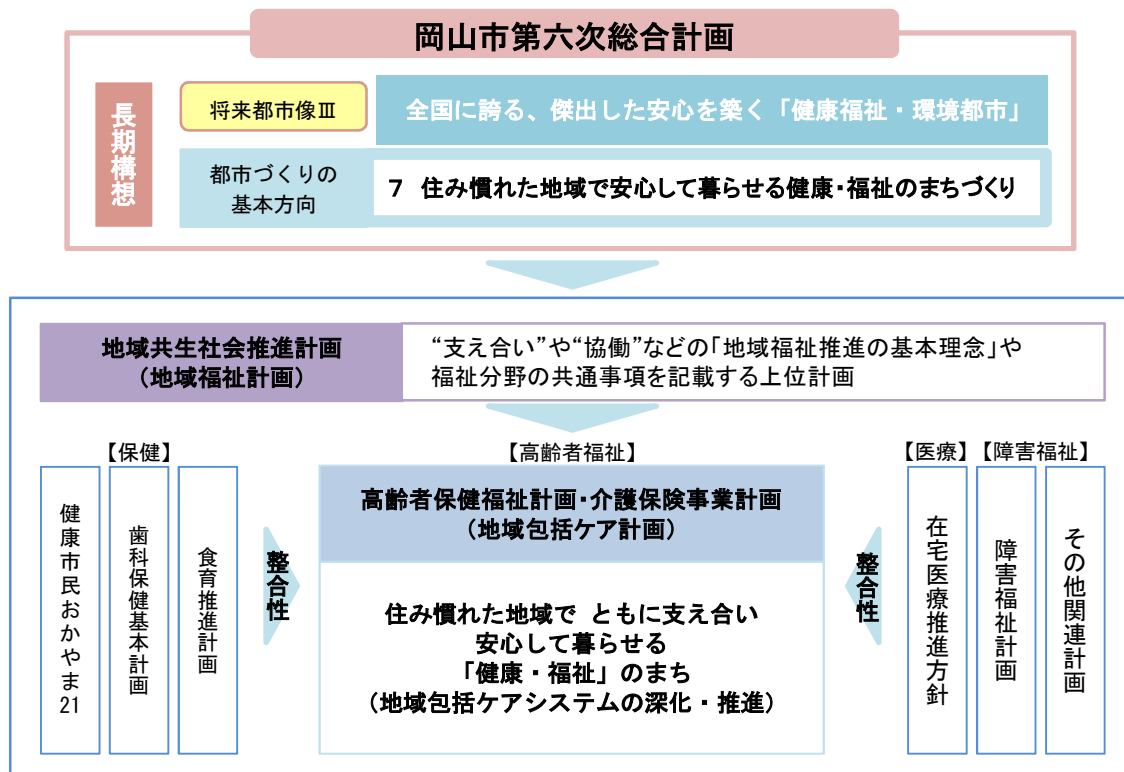
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」に位置づけられます。

## (2) 岡山市における計画上の位置付け

岡山市政の基本指針である「岡山市第六次総合計画（長期構想）」では、3つの将来都市像の一つとして「全国に誇る傑出した安心を築く『健康福祉・環境都市』」を掲げ、都市づくりの基本方向の一つとして、「住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」を定めています。

本計画は、その実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画として、上位計画である、地域共生社会推進計画（地域福祉計画）をはじめとする関連計画との整合性を保ちながら策定します。

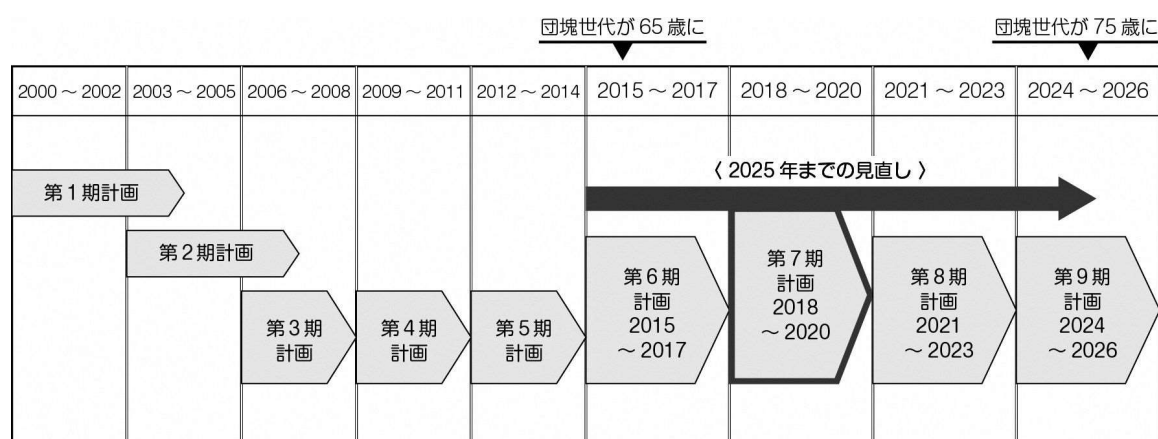
図 計画の位置づけ



## 2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間で、計画期間の最終年度である平成32（2020）年度中には、市民ニーズや社会動向の変化を把握しながら、第7期計画の取組状況について点検し、必要な見直しを行い、平成33（2021）年から平成35（2023）年までを期間とする第8期計画を策定します。

図 計画期間



※第2期計画までは、3年毎に5年を1期として策定

## 3 基本理念・基本目標

### 基本理念

#### 住み慣れた地域でともに支え合い安心して暮らせる「健康・福祉」のまち (地域包括ケアシステムの深化・推進)

高齢者が自ら健康寿命の延伸に努め、地域社会でいきいきと活躍し、医療や介護が必要になっても、これまで培ってきた地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制(地域包括ケアシステム)が整ったまちをめざします。

基本理念を実現するため、地域に関わる人や組織が目標を共有し、適切な役割分担のもと、保健・医療・介護・福祉などの分野を超えて協働し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進します。

### 基本目標

I いつまでも地域とつながり、いきいきと活躍できる環境づくり

II 状態を改善し、健康寿命を延伸する多様なサービスの展開

III 医療を含めた施設・在宅サービスが安心して利用できる仕組みづくり

# 4 施策展開

## 〈施策体系図〉

本計画においては、基本理念及び3つの基本目標の実現を図るため、次のとおり9つの重点施策を推進します。

